

2020年6月11日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
室長 樽見英樹殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

平和と民主主義をめざす全国交歓会(ZENKO)
山川よしやす 電話:090-8536-3170
大阪市城東区蒲生1丁目6-21
尊厳ある暮らしを連絡会 手塚 隆寛
なかもユニオン 委員長 井手窪 啓一
大阪市都島区東野田町4-7-26-304
首都圏なかもユニオン 委員長 伴 幸生
新宿区筑土八幡町2-21-301

請 願 書

1. 介護崩壊を防ぎ労働者の安全を守るための請願の趣旨

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の危険性は決して解消されていません。医療介護教育保育など対人接触が不可能な職種の労働者に対しては万全の安全対策が途絶えなければなりません。実際には「1週間に1枚しかマスクが会社から支給されない」「消毒液も足りない」と言うような悲痛な声が、福祉職場で働く組合員から寄せられています。

もともと経営基盤が脆弱のところ、利用者の減少が追い打ちをかけていて、福祉職場の経営状態も逼迫しており、安全対策に経費を支出できない実態があります。医療介護の現場で働く労働者の安全を守るため、また、利用者を含めた集団感染の発生を食い止めるためにも、行政や政府の介入が必要です。また、医療介護等の職場の希望者への迅速なPCR検査の実施体制が必要です。感染の危険を日々感じながら働いている労働者への危険手当の支出、万が一感染した際の万全の治療体制とともに、迅速に労働災害として認定することが必要です。

介護の現場では、利用者や介護従事者の新型コロナ感染症が発生し、一時閉鎖に誘込まれた事業所もあります。また、感染の恐れを避けるために、厚労省の資料では858の介護事業所が休所したとのこと。他方、入浴サービスや訪問介護を受けられなくなって、状態が悪化した利用者も多くおられます。

また、サービス利用の自粛など新型コロナ感染症の影響で、デイサービスの91% ショートステイの76% 訪問介護の47%が経営悪化との調査結果(全国介護事業所連盟5月19日公表)もあります。国も、介護事業所へも支援を行うとのことですが、十分な財政支援がなければ、介護崩壊を招きかねません。

また「一斉休校措置」の実施は、学童保育への負担を限りなく大きくしています。公的支援の削減は学童保育環境を破壊してきました。現在でも狭いフロアで過密状態にあるうえ、休校により一層の過密によるクラスター発生の危機にあります。消毒液やマスクの入手も困難で、スタッフや家庭でマスクを手配できないまま登所する児童も多く存在します。学校における感染症対策に比しても、学童保育は遅れている現状を抜本的に改める対策が必要です。

よって、以下請願します。

請願項目

- 1, 医療・介護・教育・保育・小売販売など対人接触が不可避な職種の労働者や利用者が希望すれば、迅速にPCR検査を受けることができる検査体制を国、自治体の責任で保障すること。
- 2, 医療・介護などの職種の安全対策にマスク 消毒液などを必要な防護具を迅速に供給する体制を整備し、そのために必要な経費を公的に補助すること。
- 3, 医療・介護など対人接触が不可避な職種の労働者への危険手当など特別手当を早急に支給すること。感染症の労災申請については、迅速に認定すること。
- 4, 感染予防策として一律、一斉に介護利用抑制などの指導を行わないこと。感染予防を口実に過剰なサービス中止や休業が起こらないように国や自治体が指導すること。
本人や家族の意思を尊重し、利用者の尊厳ある生活を守るためにも、ディサービスをはじめ介護サービスが継続できるように、国として最大限の支援を行う。
- 5, コロナ対策として休所した介護事業所の利用者への介護支援を国や自治体の責任で行い、利用者の尊厳を守ること。
- 6, 感染予防対策で利用者が減少し事業収入が減少した介護事業者への国の責任で全額補填すること。
- 7, 介護従事者・介護職員の待遇改善・確保のために介護職員の給与を一律 10 万円引き上げること。
- 8, 全国の学童保育の現場状況を把握し、必要な人的配置と感染症対策に必要な防護策を徹底すること。

2. 労働者の雇用を守り、学生の学ぶ権利・生活保障を確保するための請願の趣旨

昨秋の消費税 10%の引き上げは、日本の経済を大きく悪化させましたが、今回のコロナ禍は止めを刺しました。これまで 10,000 人以上が失職したとの報道もありますが、「シフトを減らされた」「休業してくれと言われている」と言うような相談が私たちにも多数寄せられています。半失業状態とも言えるような労働者が多数存在しており、多くの有機雇用労働者が更新を迎える 6 月末でいっきょに大量失業が顕在化することが懸念されています。労働者の雇用と生活を守るためにも、また、不況を恐慌にしないためにも、時限的であれ解雇・雇い止めを禁止する等の強力な雇用確保措置をとることが必要です。また、公的な雇用の創出も新たに進められなければなりません。リーマンショックの時のように職の喪失、即住居の喪失と言うような事態を二度と繰り返さないため、住居確保措置も強力に展開されなければなりません。

またコロナ危機は、アルバイト収入などによって学費や生活費を捻出している困窮状態にある学生の学業の継続を困難に陥れている。既存の制度運用基準を緩和し学生生活を維持する対策を進めなければならない。以下要請します。

請願項目

- 1, 企業による労働者の解雇を、一定の期間禁止すること。
- 2, 雇用調整助成金の手続きを一層簡略化し、迅速に休業手当が労働者に届くよう、労働者の直接申請も含め制度を改めること。フリーランスに対しても 100%の休業手当を支給すること。助成金の上限を撤廃し休業手当の 100%を助成すること。
- 3, 失業者が生活できる就労機会を創出するため、地方自治体による緊急の職員採用を促進する施策と財政的支援を行うこと。
- 4, 職を失うと同時に住居を失う労働者を救済するため、住宅確保給付金の拡充や公的住宅の拡充、入居基準（独身者の排除など）の緩和など、住居確保策を強く押し進めること。
- 5, 「住宅確保給付金」を、アルバイト収入の減少で住居を失うおそれがある学生が広く利用できるようにすること。

6、当面の間、アルバイト収入の減少により収入が保護基準を下回った大学生等に対して、生活保護の利用を認めること。

◆3. PCR検査センター及びコロナ対策自治体向け交付金にかかる要請の趣旨

【下線＝内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策推進室に要請した項目を移動した部分です】

新型コロナウイルス感染症のまん延により生じた検査や治療、生活の危機など社会全般にわたるコロナ危機とも言うべき諸問題は、ますます深刻さを増しています。コロナ危機は、新自由主義政策のもとでの公的医療施設や保健所の削減や民営化、社会保障制度の不備、大企業優先で市民の命と暮らしを顧みない政策、非正規雇用の拡大など政府の政策より不平等を拡大してきた社会構造によって生み出され、深刻化しているのです。

市民の命と生活、人権を守り、さらにコロナ感染の第二波に備えるためにも、公的・公立病院の再編・統合をただちにやめ拡大をはかるなど、ただちに金もうけ優先の新自由主義政策から万人の命と権利を優先する政策の転換を図ることが必要です。

以上を踏まえ、命と生活、人権を守るために、PCR検査センター及びコロナ対策自治体向け交付金について、当面の緊急の要請を行ないます。

■質問項目

1. コロナウイルス陽性者を早期に発見し、適切な隔離と早期治療を進めることは、休業や所得減の個人補償と並んでコロナ対策の柱です。これにより、国民が自律的に「社会的距離」をとることをはじめとした感染防止対策をとる施策に転換し、休業要請・外出抑制などの強制的な「緊急事態宣言」は必要ではなくウイルス感染を緩和できます。従って、PCR検査の飛躍的拡大をはかるため、
 - ①初診料含めてすべての費用が無料となるPCR検査センターを自治体任せにすることなく、全国すべての自治体に設置すること。
 - ②検査センターでの検査は、かかりつけ医師の判断だけで検査できるようにし、1日の検査検体数を最低限、当該地域の検査数を倍増できるまでにすること。
 - ③かかりつけ医師の判断を、厚労省の5月18日付け最新版の「新型コロナ診療の手引き」の「症例定義」の項の「疑い患者の要件」でなく、すくなくとも「発熱したら 検査可能」とするまで緩和するよう通知し徹底すること。
 - ④検査センターにかかる費用(全ての従事者の特別手当含む)を当該自治体と医師会まかせにすることなく、実際に要する経費を全額国庫負担とすること。

以上。